

平塚市市民活動推進補助金

平成31年度補助 応募の手引

入門・発展コース



みなさんの活動を応援します！

● 問合せ先

この補助金についての御質問や、申請書の記入等の御相談は、協働推進課市民協働担当（ひらつか市民活動センター）がお答えします。御気軽にお問い合わせください。

平塚市 市民部 協働推進課 市民協働担当（ひらつか市民活動センター）

〒254-0811 平塚市八重咲町3-3 JAビルかながわ2階

電話 21-7534

— 目次 —

● 対象団体	3
● 対象活動・事業	3
● 対象となる活動期間	3
● 補助対象となる経費の例	4
● 補助額	5
● 応募の手続き	6
● 選考方法	7
● 審査基準	7
● 補助の決定と交付	8
● 事業の変更・中止	8
● 活動報告	8
● 補助金の返還	8
● 消費税に係る仕入控除額の報告	8
● 平成31年度平塚市市民活動推進補助金 手続きの流れ	9
● 活動中の保険について	10
● 平塚市市民活動推進補助金審査会	11
● 平塚市協働のまちづくり基金への寄附を募集しています!	11

平塚市市民活動推進補助金は、平塚市協働のまちづくり基金を財源に市民活動を資金面で支援する制度です。

市民活動とは「市民が互いに協力し、社会のさまざまな課題に向かって自発的、自律的に行う、営利を目的としない公益性のある活動」です。(平塚市市民活動推進条例)

より多くの市民活動が活発に展開され、平塚市を魅力と活力のあるまちにしていくため、補助金の交付によって市民活動を支援します。ご応募お待ちしております。

● 対象団体

次のいずれも満たす市民活動団体又は地域活動団体が対象となります。

- 1 営利を目的としない団体であること。
- 2 公益的な活動を行うことを目的とした団体、又は地域住民により自主的に組織された、地域住民の親睦と福祉の増進や、地域課題の解決を図ることを目的とした団体であること（ただし、宗教や政治、選挙活動を主たる目的とする団体は除く）。
- 3 活動拠点が平塚市にあること。
※ 市内に主たる活動拠点を置くか、又はその活動が市内を中心に行われていること。
※ 全国組織の団体は対象外とする。ただし、その全国組織の団体を母体として市内在住の者を中心に改めて組織し直された団体、あるいは平塚市に主たる事務所がある団体は対象とする。
- 4 主として個人としての市民により組織された団体であること（ただし、市民活動団体により構成された団体については可）。
- 5 5人以上の会員がいること。その内3人以上は平塚市民であること。
※ 平塚市民とは、平塚市に在住、あるいは在勤、在学している者をいう。
- 6 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること。
- 7 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
(2) 代表者又は役員のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者がいないこと。

● 対象活動・事業

主として平塚市内で行われる公益的活動・事業が対象となります。

なお、以下のいずれかに該当する活動・事業は対象となりません。

- (1) 営利を目的とする活動・事業
- (2) 特定の個人や団体の利益のために行われる活動・事業
- (3) 政治または宗教布教を目的とする活動・事業
- (4) 該当年度に平塚市の他の制度による補助金等の対象となっている活動・事業
※ 県・国などの制度による補助金等の対象となっている場合はご相談ください。

● 対象となる活動期間

2019（平成31）年4月1日～2020年3月31日の間に実施される活動・事業が対象です。

※ 今年度限りの活動や事業だけでなく、継続的に行う活動・事業も助成の対象です。

ただし、補助金は今年度分の経費に対してのみ交付します。

※ すでに開始していて、継続中の活動・事業についても対象となります。

● 補助対象となる経費の例

平塚市市民活動推進補助金は、補助対象となる活動・事業に対して助成を行うものです。恒常的な事務的経費や団体の運営費、申請目的と違う活動・事業は補助対象となりません。

「補助対象となる経費」と「補助対象とならない経費」の主な例

経費項目	補助対象となる例	補助対象とならない例
事務用品費	・対象事業に必要な事務用品	・対象事業に直接係らない事務用品
食糧費	・食育活動に必要な不可欠な食材	・会議や懇親会等の飲食代
賃金	・対象事業のために一時的に雇用した賃金	・団体構成員への賃金
謝金	・講師、外部の活動協力者への謝金	・団体の構成員への謝金
印刷製本費	・対象事業のポスター、パンフレット作成のための印刷費 ・対象事業に必要な資料等を作成するためコピー代	・対象事業以外の印刷費等
通信運搬費	・対象事業のための切手代や郵送料、宅配便代、運送代	・電話代、インターネット通信料等
保険料	・対象事業の講師、参加者の保険料	・個人の生命保険料、車の損害保険料
光熱水費 ・燃料費	・対象事業に関わる光熱水費 ・対象事業で使用される機具の燃料代	・事務所維持に関わる光熱水費、燃料費
旅費・交通費	・対象事業に必要な交通費 ・対象事業に必要な調査や打合せなどに係る交通費	・対象事業に直接係らない交通費
使用料・ 借り上げ料	・助成対象事業のための会場使用料、物品レンタル料、バスの借り上げ料	・団体が自ら使用している施設等の使用料及び借り上げ料 ・助成対象事業とは別に、団体が定例的に行う会合の会場使用料
その他		・総会・理事会等の会議費 ・成果報告のない研修費 ・慶弔費 ・上部・他団体への負担金・分担金 ・積立金

※ 支出に関する領収書等は必ず保管しておいてください。

※ 5万円以上の備品や器具を購入する際は、申請時にご相談ください。

※ 取得金額5万円以上の財産については、事業終了後5年間の財産処分の制限があります。

※ 補助金により購入した備品や、チラシ・パンフレット・報告書等の印刷物には、「平塚市市民活動推進補助金」からの補助対象である旨を表示していただきます。

● 補助額

補助額は、「入門コース」「発展コース」の2コース合計で200万円を上限として予定しています。

入門コース

1団体10万円まで
(補助総額50万円)

- ・今までに、当補助金及び公益信託ひらつか市民活動ファンドの補助を受けたことがなく、補助金を必要とする事業に取り組む団体を対象とします。
- ・1団体への補助額は10万円以内です。申請は1万円単位で必要額を申請してください。
- ・補助総額は50万円以内です。
- ・1団体につき1回限り、補助を受けることができます。

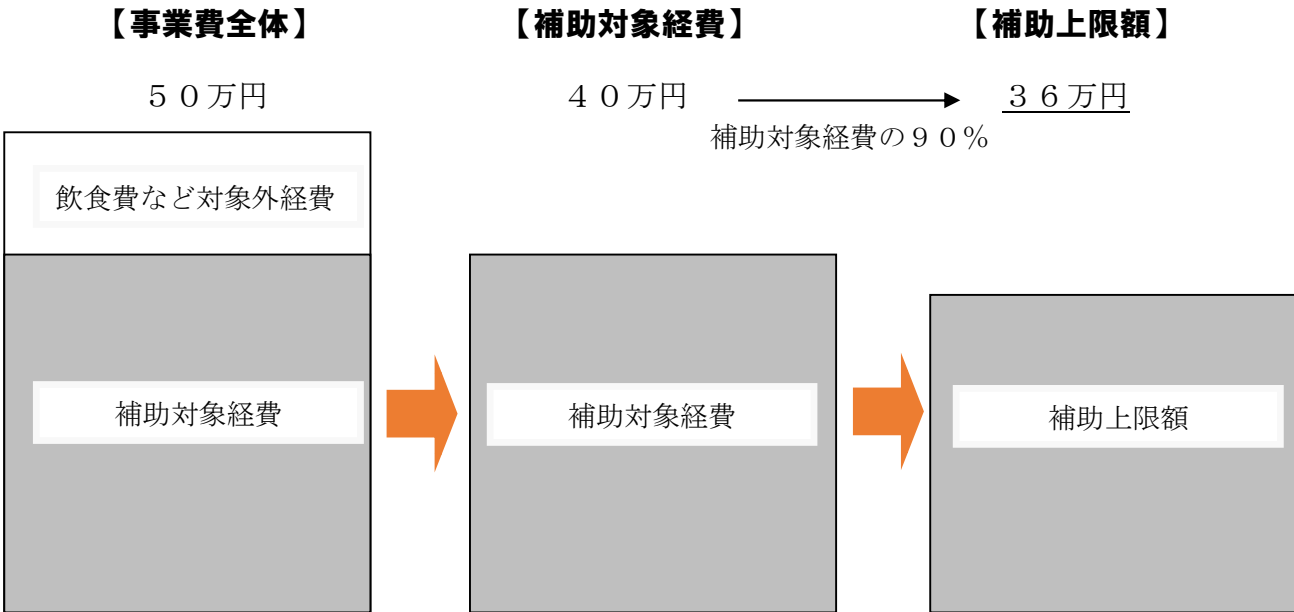
発展コース

1団体50万円まで
(補助総額150万円)

- ・活動をさらに発展させていこうとする団体や、新たな事業を展開しようとする団体などを対象とします。
- ・団体設立後1年以上たった団体が応募できます。
- ・1団体への助成額は50万円以内です。また、補助割合の制限（補助対象経費の1回目90%、2回目80%、3回目70%）があります。申請は1万円単位で必要額を申請してください。
- ・補助総額は150万円以内です。
- ・1団体につき3回まで、補助を受けることができます。
※公益信託ひらつか市民活動ファンド発展コースの助成回数を含む

<発展コース 補助割合の制限>

例「1回目の申請 補助割合90%の場合」



● 応募の手続き

(1) 企画申請書の配布

次の場所で配布します。

配布場所	電話	住所
ひらつか市民活動センター	21-7517	平塚市八重咲町3-3 JAビルかながわ2階
協働推進課（市民協働担当）	21-7534	
市役所 協働推進課（地域自治推進担当）	21-9618	平塚市浅間町9-1

また、平塚市のホームページでもダウンロードができます。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyodo/page-c_02165.html

(2) 企画申請書の提出

平成31年1月11日（金）から申請書の受付を開始します。企画申請書は、平成31年2月13日（水）午後5時までに、協働推進課市民協働担当（ひらつか市民活動センター）へ下記の受付時間内に直接持参ください（事前連絡をしてください）。その際に、企画申請書の内容をお聞きすることがありますので、申請内容を説明できる方がお越しください。

【受付時間】 平日の午前9時から午後5時まで（土、日、祝日は除く）

※上記時間内にお越しいただけない場合は、ご相談ください。

【提出書類】 ① 平塚市市民活動推進補助金事業企画申請書（第1号様式）
② 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（第2号様式）
③ 団体の会則・定款・規約等
④ 団体の収支関係書類（直近の決算書、及び、予算書）

※①、②の様式は平塚市のホームページでダウンロードできます。

※③、④については申請団体で作成してください。

※②事業企画書は公開します。（ただし、住所は町名まで公開、番地等は非公開。）

《企画申請書・事業企画書の作成にあたっての注意事項》

- ①指定の申請書（様式）をお使いください。
- ②手書きで記入する場合は、黒色のボールペン等をお使いください。
 - ・黒色のボールペン等を使用し、楷書で明瞭に、読みやすく記入してください。
 - ・難しい文字や単語には、ふりがなをつけてください。
- ③ダウンロードした申請書（マイクロソフト・ワード）を使って、パソコンで内容を作成する場合は、申請書の原型が崩れないようにご注意ください。指定の申請書と違う様式（ページ数・レイアウトなど）で作成された申請書については、審査の支障となりますので、受け付けられません。
 - ・明朝体またはこれに類する書体を使用してください。
 - ・文字の大きさ（フォントサイズ）は、10ポイント（約3.5mm）以上で作成してください。
 - ・用紙はすべてA4サイズで白色系の普通紙とし、黒の単色で印刷してください。
- ④特に指示がない場合には、提出書類に指定されているもの以外の資料を添付しないでください。「別紙参照」などと記入して、資料等を添付することは禁止します。

● 選考方法

入門コース・発展コースともに、申請書（書類審査）および公開のプレゼンテーションにより選考します。審査は非公開で実施します。

※ 補助額は、審査の結果減額されることがあります。

※ 応募団体が多数の場合は、書類選考により公開審査会に参加できる団体を絞り込みます。

公開プレゼンテーション

実施日：平成31年3月16日（土）

場 所：ひらつか市民活動センター会議室

- ・公開の場で、応募団体にそれぞれの申請事業をプレゼンテーションしていただき、平塚市市民活動推進補助金審査会が審査します。
- ・模造紙又はプロジェクタを使ってプレゼンテーションを行うことができます。
- ※入門コースはプレゼンテーションの方法は任意とします。発展コースは必ず模造紙かプロジェクタを利用したプレゼンテーションを行ってください。
- ・発表時間は準備から片づけを含めて5分以内です。
- ・申請書を提出しても、公開審査会に参加して申請事業をプレゼンテーションしなければ、選考の対象とはなりません。
- ・審査結果は、後日通知します。

● 審査基準

申請された活動や事業は、以下の基準で平塚市市民活動推進補助金審査会が審査します。

- ◇その活動・事業による効果・成果を、多くの市民又は地域の住民が享受できるか。〈公益性〉
- ◇今後さらなる発展が見込めるか。社会へ広がる可能性があるか。〈発展性〉
- ◇これまでにない新しい取り組みであるか。新たな視点から社会や地域を捉えているか。
〈先駆性・創造性〉
- ◇無理のない企画構成、予算立案で、実施体制が整っているか。〈実現性〉
- ◇申請活動・事業の規模や予算内容、補助金の申請額などが妥当であるか。〈費用の妥当性〉

なお、審査委員に直接利害関係のある申請があった場合、当該審査委員はその審査に加わらないこととします。

● 補助の決定と交付

平塚市市民活動推進補助金審査会は、審査結果に基づき、補助を受けるにふさわしい団体を平塚市に答申します。この答申を受けて、平塚市は補助を受ける団体を内定します。補助内定団体は4月1日以降に平塚市市民活動推進補助金交付申請書（第3号様式）により、補助申請し、市が交付決定します。交付決定後、補助金を請求していただき、概ね1か月以内に補助金を交付します。

※補助金の交付については、市議会定例会での予算案の可決後に決定します。

● 事業の変更・中止

補助金の交付を受けた団体が、交付対象である活動・事業を変更する場合、または、交付対象である活動・事業を中止したり、縮小する場合は、平塚市市民活動推進補助金事業変更・中止・廃止承認申請書（第6号様式）により、市へ申請してください。なお、変更等により、交付した補助金（又はその一部）を返還していただくことがあります。補助対象である活動・事業について、変更、中止、縮小することがありましたら、協働推進課市民協働担当へご連絡ください。

● 活動報告

補助金の交付を受けた団体には、対象となる活動・事業についての報告をしていただきます。報告は、以下の3つがあります。

(1) 中間ヒアリング 11月9日（土）午後予定

「事業の進捗状況」「事業の変更点の有無」「事業実施する上で困ったことや相談」などを行う場を設けます。報告会の前には、中間ヒアリングシートをご提出いただきます。

(2) 実績報告書の提出

2020年3月31日までに、実績報告書（第9号様式）を提出してください。

(3) 活動報告会での発表

2020年4月に開催される報告会で、活動・事業の成果について発表していただきます。

● 補助金の返還

実績報告書に基づき、補助金額を確定します。確定した補助金額が、既に交付した補助金額より少ない場合は、その差額を返還していただきます。

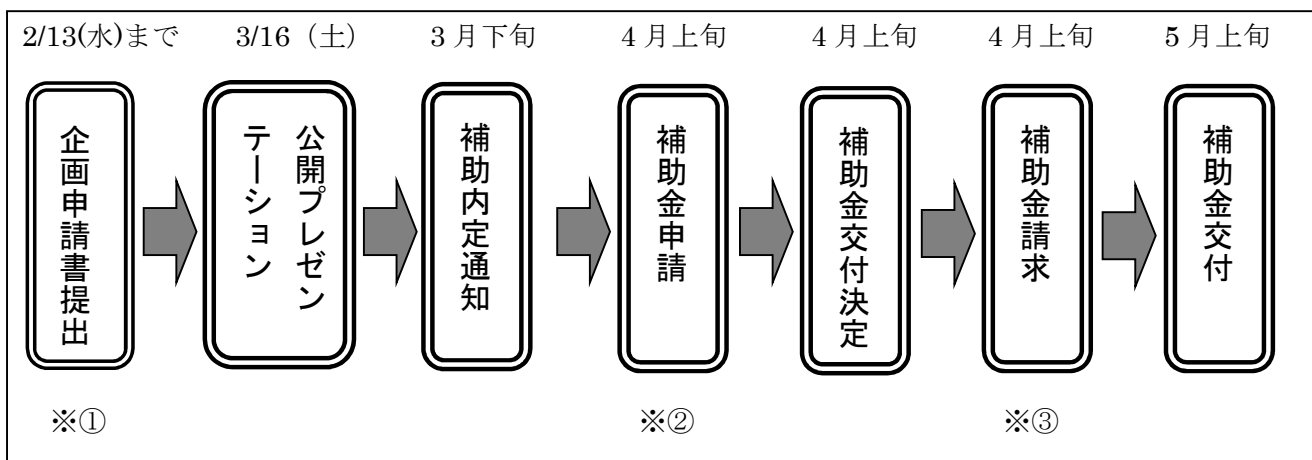
● 消費税に係る仕入控除額の報告

実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（第13号様式）により、市へ速やかに報告してください。当該消費税及び地方消費税仕入控除額の全部又は一部を返還していただきます。

※消費税の申告が無い団体もその旨報告が必要です。

● 平成31年度 平塚市市民活動推進補助金 手続きの流れ

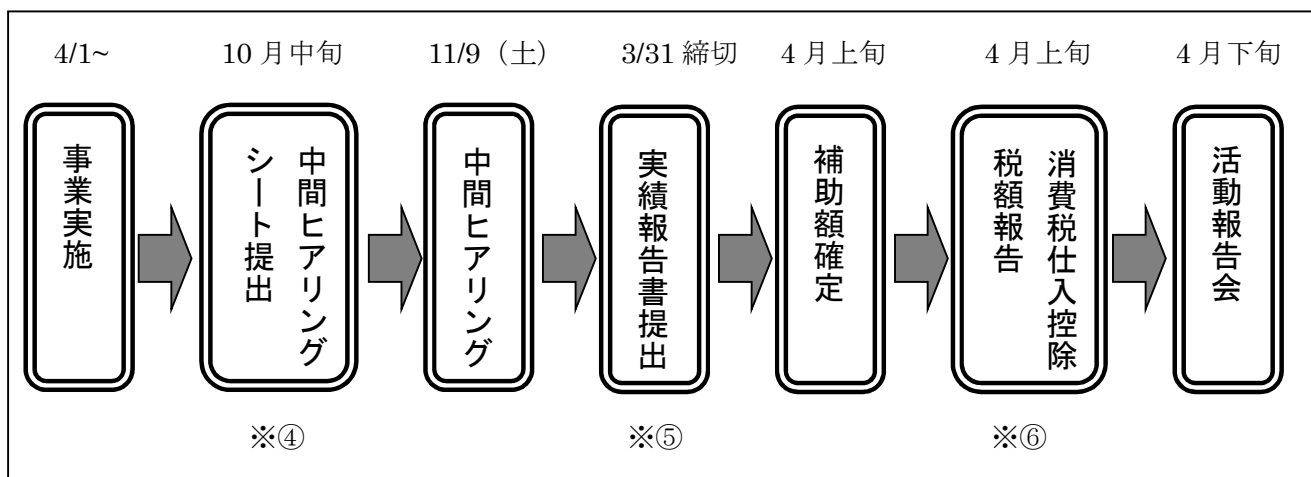
【申請から補助金交付まで】



【提出書類】

- ※① 企画申請書（第1号様式）、事業企画書（第2号様式）、会則等、収支関係書類
- ※② 交付申請書（第3号様式）、収支予算書（第4号様式）
- ※③ 請求書（別途市の指定する様式）

【事業実施から活動報告会まで】



【提出書類】

- ※④ 中間ヒアリングシート（別途市の指定する様式）
- ※⑤ 実績報告書（第9号様式）、事業報告書（第10号様式）、領収書写し
- ※⑥ 消費税仕入控除額報告書（第13号様式）

各様式は市ホームページからダウンロードできます。

● 活動中の保険について

市民活動やボランティア活動中のケガや事故を補償する保険に関しては、平塚市で加入している市民活動災害補償制度やその他の保険があります。有償ボランティアが補償の対象になる保険とならない保険があるなど、それぞれの制度により補償対象の要件や保険料に違いがあります。

実施する事業内容を十分に考慮していただき、保険に加入する際の参考にしてください。

保険料や補償金額などの詳しい内容は、ひらつか市民活動センターの窓口にパンフレットがありますので、そちらをお読みいただくか、それぞれの担当部署へお問い合わせください。

◇平塚市市民活動災害補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動を行っていただけるように、平塚市が保険料を負担して、市民活動中のケガや事故を補償しています。事前の登録や加入の手続きは必要ありません。

①公益性のある活動で自由意思のもとに行う継続的・計画的に行う活動、無報酬（実費弁償は無報酬とみなします。）で行う活動、②市が主催する事業又は活動において、市民が無報酬（実費弁償は無報酬とみなします。）で行う活動 のどちらかに該当する活動が対象です。

【お問い合わせ先】平塚市市民部協働推進課地域自治推進担当 （電話 0463-21-9618）

◇ボランティア活動保険

ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや損害賠償責任を補償します。社会福祉協議会へ事前の加入手続きが必要になります。

国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、①社会福祉協議会に登録されたグループの会則に則り企画・立案された活動、②社会福祉協議会に届け出た活動、③社会福祉協議会に委嘱された活動 のいずれかに該当する活動が対象です。

【お問い合わせ先】社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会 （電話 0463-33-2333）

◇スポーツ安全保険

公益財団法人スポーツ安全協会が複数の損害保険会社と共同契約した補償制度です。スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体が対象となります。（ただし、家族だけで活動する団体、プロスポーツを行う団体、営利活動を行う団体は不可。）

スポーツ安全協会へ事前の加入手続きが必要になります。また、有償のボランティア活動も補償の対象となります。

【お問い合わせ先】公益財団法人 スポーツ安全協会 （電話 03-5510-0022）

◇NPO保険

団体の会員や事業の参加者を対象に、活動中のケガや損害賠償を補償する保険契約を民間の保険会社でも扱っています。詳しくは各保険会社にお問い合わせください。

● 平塚市市民活動推進補助金審査会

平塚市市民活動推進補助金審査会は、市民活動や地域活動に関し、専門的知識又は学識経験を有する者から構成されています。補助金の交付の対象・補助額の審査選考を行います。

委員	藤巻 裕之	東海大学 政治経済学部 政治学科 准教授
委員	東樹 康雅	認定 NPO 法人藤沢市民活動推進機構 育成支援マネージャー
委員	藤井 京子	一般社団法人 ソーシャルコーディネートかながわ 理事 准認定ファンドレイザー
委員	寺山 泰郎	平塚の在宅ケアを考える会
委員	佐藤 由美子	ほん和かママ 代表
委員	横田 裕	フェニックスサービス(株) 代表取締役
委員	加藤 茂	平塚市自治会連絡協議会 幹事 豊田地区自治会連絡協議会 会長

● 平塚市協働のまちづくり基金への寄附を募集しています！

当補助金は、平塚市協働のまちづくり基金を財源としています。平塚市協働のまちづくり基金は皆様からの寄附により支えられています。みなさまの温かい御寄附をお願いいたします。

◇寄附の方法

銀行振り込み、直接持込み等さまざまな方法があります。協働推進課に御連絡ください。また、ひらつか市民活動センター窓口では古本と寄附金が引換えになる「たすけ愛古本市」も開催中です。

◇税金の控除

ふるさと納税の制度を使って、平塚市へ寄附をしていただくと、多い方で寄附金の9割以上の金額の税金が控除となります。(詳しくはお問い合わせください。)

◇たすけ愛自動販売機（社会貢献型自動販売機）◇

飲み物を買うと、その売り上げの一部（例：販売機提供業者や設置者などから、1本につき1～3円）がファンドへの寄附となる自動販売機です。設置してくださる方を募集しています。

設置協力企業の紹介：市川商事株式会社 様／横浜銀行平塚支店 様／浜岳産業株式会社 様／
平塚市民病院売店組合 様／湘南倉庫運送株式会社 平塚営業所 様